

---

**組織・会則**


---

**岡山実験動物研究会役員**

- 会 長 猪 貴義 (岡山大・農・教授)
- 理 事 田坂賢二 (岡山大・薬・教授)
- 〃 矢部芳郎 (岡山大・医・教授)
- 〃 三谷恵一 (岡山大・文・教授)
- 〃 倉林 讓 (岡山大・医・助教授)
- 〃 山下貢司 (川崎医大・教授)
- 〃 石井 猛 (岡山理大・教授)
- 〃 栗本雅司 (林原生物化学研究所・  
所長)
- 常務理事 丹羽皓二 (岡山大・農・教授)
- 〃 佐藤勝紀 (岡山大・農・教授)
- 〃 亀井干晃 (岡山大・薬・助教授)
- 〃 山本敏男 (岡山大・歯・助教授)
- 〃 片山泰人 (岡山大・医・講師)
- 〃 大森 斉 (岡山大・工・教授)
- 〃 初鹿 了 (川崎医大・教授)
- 〃 佐藤芳範 (林原生物化学研究所・  
吉備製薬工場・工場長)
- 〃 内藤一郎 (重井医学研究所・  
研究員)
- 監 事 高橋正侑 (ノートルダム清心女子  
大・教授)

**〔第20回岡山実験動物研究会の開催〕**

第20回岡山実験動物研究会は本年12月1日(土)午後開催を予定しています。この研究会では特別講演3題を考えていますが、講演内容、講演者などに御希望がありましたら、事務局まで御連絡下さい。本研究会の御案内は、会の内容が決まり次第会員の皆様に御通知いたします。

**〔事務局からのお知らせ〕**

本会の事務局は岡山大学農学部で引き受けてから3年余が経過いたしました。一昨年から昨年にかけて事務局、担当者の長期出張など諸般の事情により、会の運営、会報の発行などに支障をきたし、皆様に大変御迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

今後とも本研究会のより一層の発展をはかってゆきたいと願っておりますので、会員の皆様には引き続きご鞭撻とお力添えを賜りますようお願いいたします。

会の運営、企画などに御希望、御意見がありましたら、遠慮なく事務局までご連絡下さい。事務局の住所は以下の通りです。

岡山市津島中1丁目1-1 (〒700)

岡山大学農学部家畜育种学教室内

TEL. 0862-52-1111

内線735 (猪), 736 (佐藤)

**〔会費納入のお願い〕**

平成2年度の年会費として、1,000円を徴収いたしますので、本会報内に綴じ込まれている払込通知票を用いて、年会費を郵便局からお振込み下さいますようお願いいたします。

**〔編集後記〕**

第7号の研究会報は従来のスタイルにならって編集いたしました。研究会が諸般の事情により1年間休会していたこともあって、会報は2年ぶりの発行となりました。この会報は研究会再建第1号となりますので、これにふさわしい内容になるように努めました。御寄稿いただいた方々には厚くお礼申し上げます。次号(第8号)の発行は来年4月に予定しておりますので、会員の皆様には今後とも積極的な御寄稿をお願いいたします。なお、編集についての御希望、御意見などありましたら、事務局までお願いいたします。

## 岡山実験動物研究会会則

第1条 本会は岡山実験動物研究会と称する。

第2条 本会は主として岡山県内において実験動物・動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

第3条 本会は実験動物・動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら領域の進展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 講演会
2. 研究発表会
3. 広報の発行
4. その他必要と認められる事業

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員とする。

1. 正会員は本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または団体とする。

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
常務理事	若干名
理 事	20名以内
監 事	2名
評 議 員	若干名

1. 会長ならびに常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事は理事会が選出する。
2. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ常務理事会及び理事会を招集する。会長に事故あるときは、常務理事及び理事の互選により1名を選び、会長の職務を代行する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 理事は本会の会務を審議し、議決する。
5. 監事は本会の会計を監査する。
6. 評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。評議員は会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。

第7条 本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。

第8条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

第9条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認をうけることとする。

第10条 本会に事務局を置く。

本会則は昭和61年12月6日から施行する。

-----切---り---取---り---線-----

## 入 会 申 込 書

私は本会の目的に賛同し 正 会 員  
賛助会員 として入会いたします。

岡山実験動物研究会会長殿

平成 年 月 日  
個人名又は団体名

印